住所　堺市堺区海山町２丁47番地
　呉浩司　昭和59年３月19日生
住所　大阪府守口市大久保町５丁目９番24号
　韓聖　昭和56年10月12日生
住所　大阪府八尾市黒谷２丁目111番地
　徐大祚　昭和55年３月14日生
住所　大阪市生野区巽中２丁目12番23号
　金晃勳　昭和55年４月23日生
住所　大阪府八尾市桜ヶ丘４丁目51番地１
　鄭誠一　昭和33年９月23日生
　高美榮　昭和36年２月28日生
　鄭純一　平成４年６月13日生
　鄭晃　平成７年３月29日生
住所　東京都港区芝５丁目34番２―827号
　スリマン・アメタ　昭和41年５月10日生
住所　東京都練馬区南大泉４丁目39番２号
　李玲和　昭和55年９月18日生
住所　山形県東田川郡三川町大字神花字天神堂４番地
　劉艶秋　昭和47年９月27日生
住所　茨城県日立市城南町５丁目15番13号
　マルロン・カルロ・メダリヤ・ツジ　昭和59年12月17日生
住所　奈良県大和郡山市満願寺町615番地４
　李達**華**　昭和35年１月１日生
住所　京都市伏見区深草向川原町29番地８
　許南修　昭和46年12月27日生
住所　京都市右京区西京極中沢町１番地13
　姜季美　昭和51年４月18日生
住所　東京都大田区大森西１丁目19番７―204号
　リリアン・ユリ・タニミツ・ハセガワ　昭和55年７月11日生
住所　新潟県三条市本町１丁目８番４号
　白源勇　昭和25年11月６日生
住所　福岡県糟屋郡篠栗町大字高田497番地２
　金烱植　昭和45年１月１日生
住所　鳥取県米子市尾高596番地３
　趙喜子　昭和29年５月27日生
住所　和歌山市福島407番地11
　兪孝實　昭和58年３月６日生
住所　群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地48
　陰德順　昭和32年９月10日生
住所　岐阜県高山市丹生川町町方1361番地５
　劉美蓮　昭和36年５月10日生
　杜来友　昭和37年11月20日生
　杜**鑫**　昭和60年10月３日生
住所　東京都江戸川区篠崎町３丁目９番９―704号
　玄巧**妮**　昭和52年３月８日生
住所　埼玉県熊谷市万吉1700番地
　﨑博章　平成元年５月19日生
住所　横浜市青葉区美しが丘１丁目５番地１
　蔡晨剛　昭和49年８月31日生
住所　東京都足立区新田１丁目14番10―303号
　アブドル・カビー・シディキ　昭和42年２月６日生
住所　東京都板橋区大谷口上町８番６号
　ラ・ラ・ミィン　昭和37年８月15日生
住所　名古屋市中村区亀島２丁目24番20号
　王建軍　昭和45年４月29日生
　李選雁　昭和49年12月５日生
　王媛　平成16年３月７日生
住所　名古屋市中村区則武２丁目18番３号
　金利昇　昭和17年６月25日生
　李信子　昭和20年５月31日生
住所　熊本市新生１丁目３番45号
　韓得林　昭和58年２月18日生
住所　千葉県旭市鎌数9381番地２
　李淑姫　昭和９年６月４日生
住所　福岡県宮若市上大隈404番地２
　趙健二　昭和20年７月13日生
　申賢子　昭和24年12月22日生
　趙友香　昭和47年７月12日生
住所　広島市西区古江上１丁目175番地２
　張留美　昭和47年10月25日生
住所　広島市西区福島町２丁目25番１―702号
　張眞沙巳　昭和49年９月23日生
住所　広島市佐伯区三宅２丁目１番４―512号
　張秀子　昭和53年６月27日生
住所　川崎市川崎区大師河原１丁目１番12―903号
　ブリ・ラシヅ　昭和51年７月12日生
住所　神奈川県大和市中央林間５丁目７番11号
　李廷修　昭和55年３月24日生
住所　東京都千代田区内神田３丁目16番10号
　金民子　昭和24年９月11日生

○外務省告示第十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十三年一月四日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十三年一月二十日　　外務大臣　前原　誠司

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成23年１月４日	2004年９月３日	ＴＧ5860077

○文化庁告示第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百十三条第三項及び第百七十二条第三項により告示する。

平成二十三年一月二十日　　文化庁長官　近藤　誠一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
佐渡金山遺跡	平成六年文部科学省告示第百七十三号、平成二十二年文部科学省告示第百十九号及び平成二十二年八月十二日文部科学省告示第百二十号	佐渡市（新潟県）

○厚生労働省告示第九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項及び第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、同法第三十三条第二項第二号及び第四号に掲げる事項を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年一月二十日　　厚生労働大臣　細川　律夫

1　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の代表者の変更

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更年月日
研究株式会社東邦微生物病所	西村　公一	西村　勉	平成二十二年十一月十九日

2　食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の所在地の変更

登録検査機関の名称	地変更後の事業所の所在	地変更前の事業所の所在	変更年月日
会社団法人大分県薬剤師会	字大分県大分市大字豊饒松原四百六十四番一號	一字大分県大分市大字豊饒光屋四百四十一番地	平成二十三年一月四日

○厚生労働省告示第十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の三及び第五十四条において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関及び同法第四十四条第一項の登録個別検定機関について、同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する同法第四十六条第四項第二号又は第三号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十条の三において準用する同令第一条の十一第三号及び同令第十九条の二第三号の規定に基づき告示する。

平成二十三年一月二十日　　厚生労働大臣　細川　律夫